

奈井江町休業協力等支援金申請要項

令和2年5月26日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮等の取組を行う事業者として北海道が支援金を給付する施設を運営する事業者に対し、町としての上乗せ給付を行います。

2 対象施設・給付額等

(1) 対象施設・給付額

対象施設は、北海道『「休業協力・感染リスク低減支援金」申請受付要項』別表1「新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設一覧」のとおりです。

	対象	奈井江町 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	一律 10万円
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	
③	・酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者（法人・個人事業者を問わず）	

- ・奈井江町内で対象施設を管理する法人又は個人事業者が申請者となります。
- ・中小企業に限らず、大企業等も含まれます。
- ・複数の施設を営んでいる場合であっても、1事業者あたりに定額を給付します。
- ・町内に対象施設があれば、町外に本社がある法人や町外在住の個人事業主であっても給付対象となります。
- ・町内に本社がある法人又は在住の個人事業主であっても、町内に対象施設がない場合は、給付の対象にはなりません。
- ・複数の施設を管理している事業者は、町内における全ての対象施設で取組を行うことが必要です。
- ・令和2年4月24日時点で、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理している事業者が対象です。
- ・1つの施設内に、休業等を要請する施設と要請しない施設が併設され、明確に

区分されている場合、休業等要請の対象となる施設を休業等した場合は、給付対象となります。

（例）宿泊施設の中に休業要請の対象となる「集会の用に供する部分(宴会場)」がある場合
銭湯の中に休業要請の対象となる「サウナ」がある場合

- ・休業要請の対象施設において、複数の個人事業者が1つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に1事業者分を給付します。

（例）複数のネイリスト（個人事業者）が1つのサロンで営業している場合

- ・出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設が特定できない場合は、施設の感染防止対策に主体的に携わることができないため、給付対象外となります。
- ・「従来から酒類を提供していない飲食店」や「従来から通常19時以降に営業を行っていない飲食店」は、支援金の対象となりません。

（2）不給付要件

次のいずれかに該当する事業者には、給付されません。

ア 町税等を滞納している者

※「町税等」とは、町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道料をいいます。ただし、納付の猶予を受けているものを除きます。

※法人の場合は、法人及びその代表者とします。

※町税等の納付状況は、町税等の各担当において確認します。

イ 暴力団等（「暴力団等」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。）

（ア）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

（ウ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。

（エ）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

3 申請方法

- (1) 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」を申請した事業者
- ・町への申請書提出は不要です。(北海道の給付データに基づき、北海道へ申請した口座に追加給付します。)
 - ・申請方法等の詳細は、北海道のホームページをご覧ください。
(北海道HP) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouyousei.html>
 - ・北海道への申請期限は、令和2年7月31日までとなっています。

- (2) これから北海道への申請を行う事業者(道支援金の給付より先に町支援金の給付を希望する事業者に限ります。)

- ・北海道へ提出する予定の申請書(添付資料すべてを含む。)の写しを町へ提出していただきます。

・申請書類

<input type="checkbox"/>	申請書(別記様式1)
<input type="checkbox"/>	誓約書(別記様式2)
<input type="checkbox"/>	道への申請書の写し(添付書類を含むすべて)

- ・提出方法:原則として郵送または電子メール

※電子メールで提出する場合、町申請書は押印したものの写しを添付してください。

- ・郵送先:〒079-0392(住所不要) 奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

- ・電子メール: shoko@town.naie.lg.jp

※添付ファイルの容量は3MBを上限にしてください。これを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

- ・町への申請書の提出期限:令和2年7月31日まで

4 支給の決定

給付を決定した際には、給付する旨の通知を発送します。

5 その他

- (1) 本支援金の給付決定後、申請者が道支援金の申請を行わなかった場合や、道支援金の給付がされなかった場合は、本支援金の給付決定を取り消します。
- (2) 本支援金の給付決定後、不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取

り消します。この場合、事業者に支援金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。

- (3) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況、道支援金の受領状況について、確認、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (4) 申請書類に記載された情報を、公的機関（税務当局・警察・保健所・北海道等）に提供する場合があります。

7 問い合わせ先等

〒079-0392

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118 ✉ shoko@town.naie.lg.jp

(町休業等支援金 URL) <http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>